

# 小児慢性特定疾病児童等自立支援 事業の実施状況について

令和8年1月27日（火）

令和7年度千葉県小児慢性特定疾病対策地域協議会

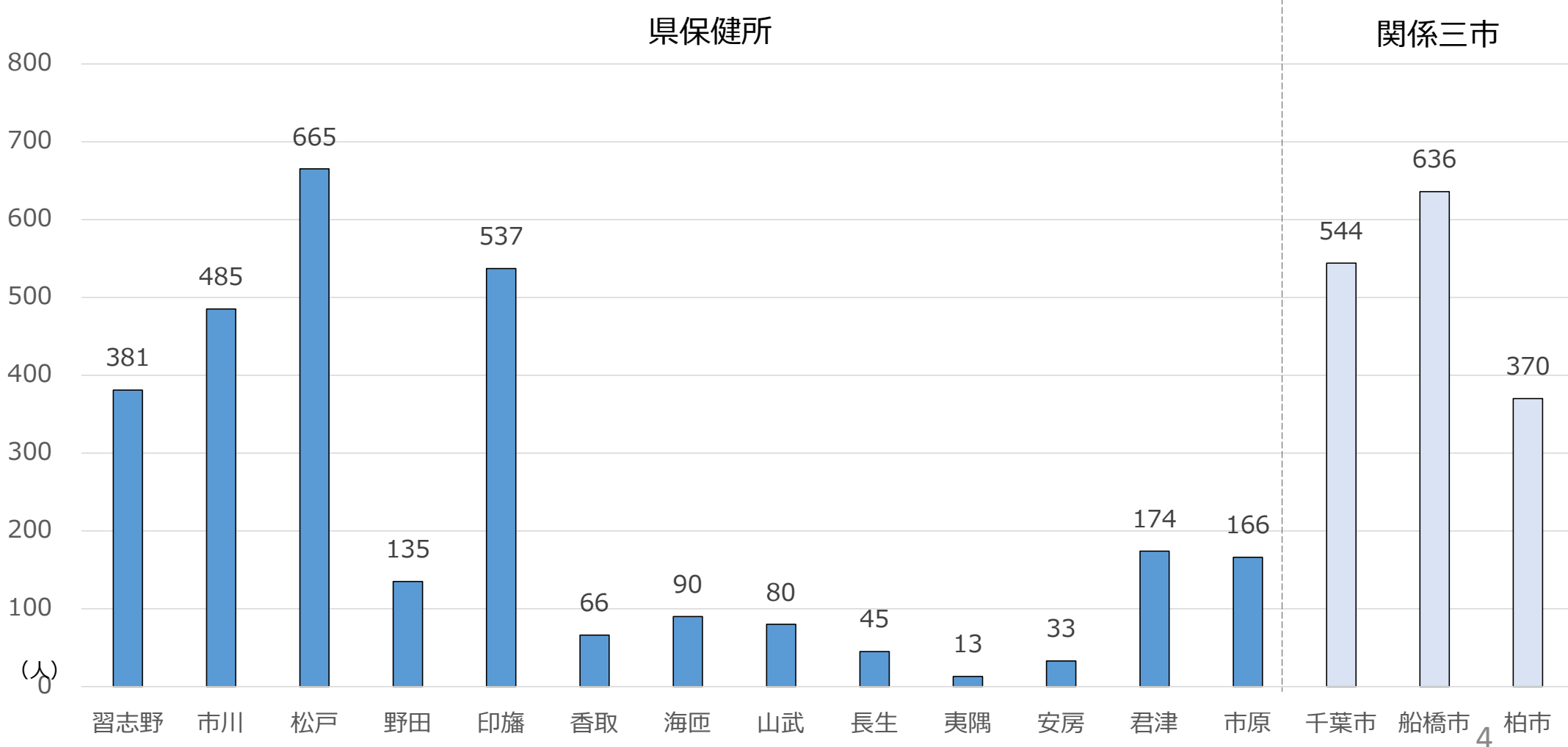
# 内容

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者（令和6年度末時点）
  - ・保健所別小児慢性特定疾病医療費助成受給者（疾患数）
  - ・疾患群別受給者（疾患数）
  - ・年齢・疾患群別小児慢性特定疾病医療費受給者（疾患数）
- 令和7年度（11月末時点）までの事業の実施状況
  - ・必須事業（第19条の22第1項）の実施状況
  - ・努力義務事業（第19条の22第2項）の実施状況

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度 受給者（令和6年度末時点）

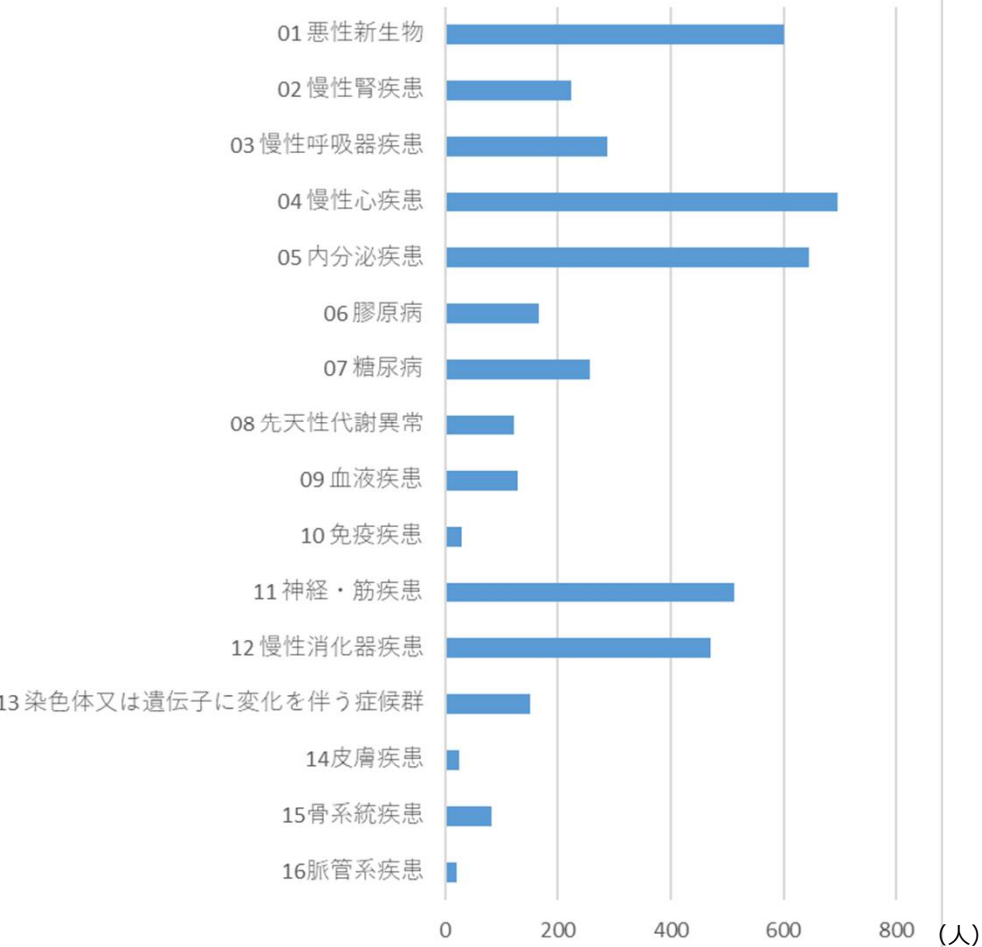
- 保健所別小児慢性特定疾病医療費助成受給者（疾患数）
- 疾患群別受給者（疾患数）
- 年齢・疾患群別小児慢性特定疾病医療費受給者（疾患数）

# 令和6年度 保健所別小児慢性特定疾病医療費助成受給者（疾患数）

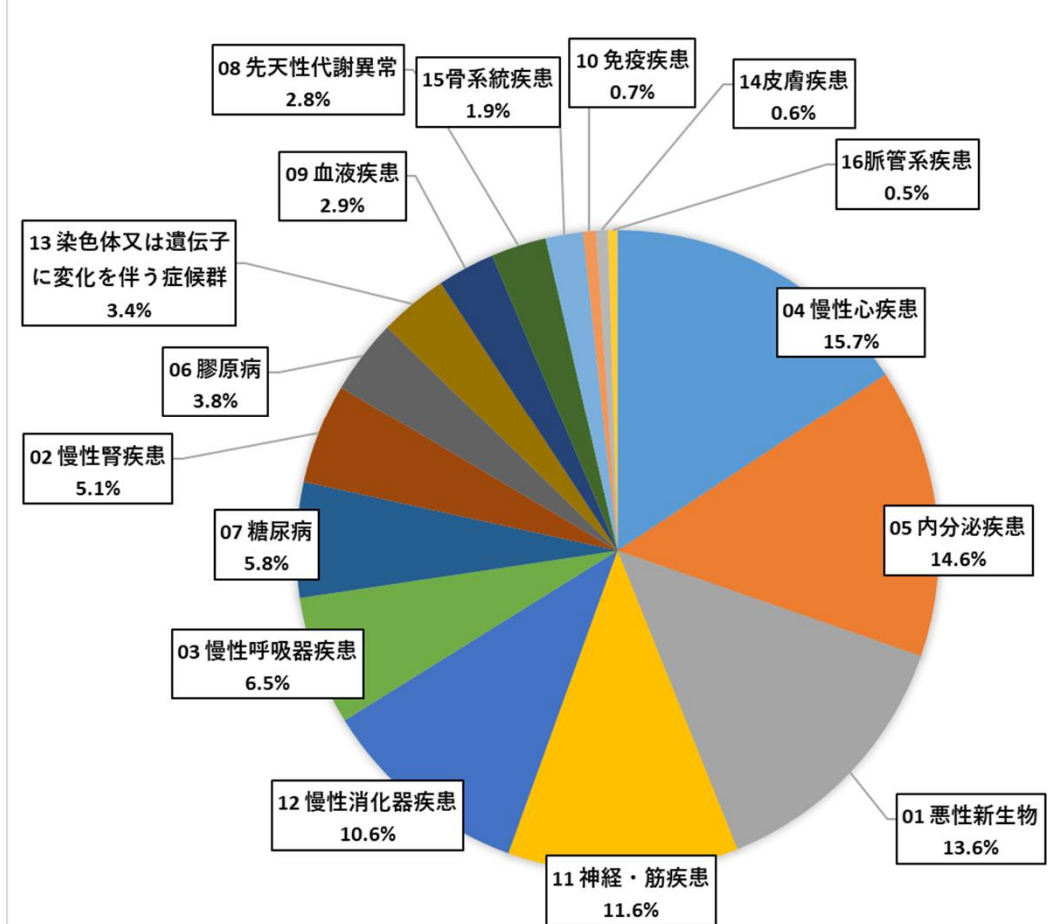


# 令和6年度 疾患群別小児慢性特定疾病医療費助成受給者（疾患数）

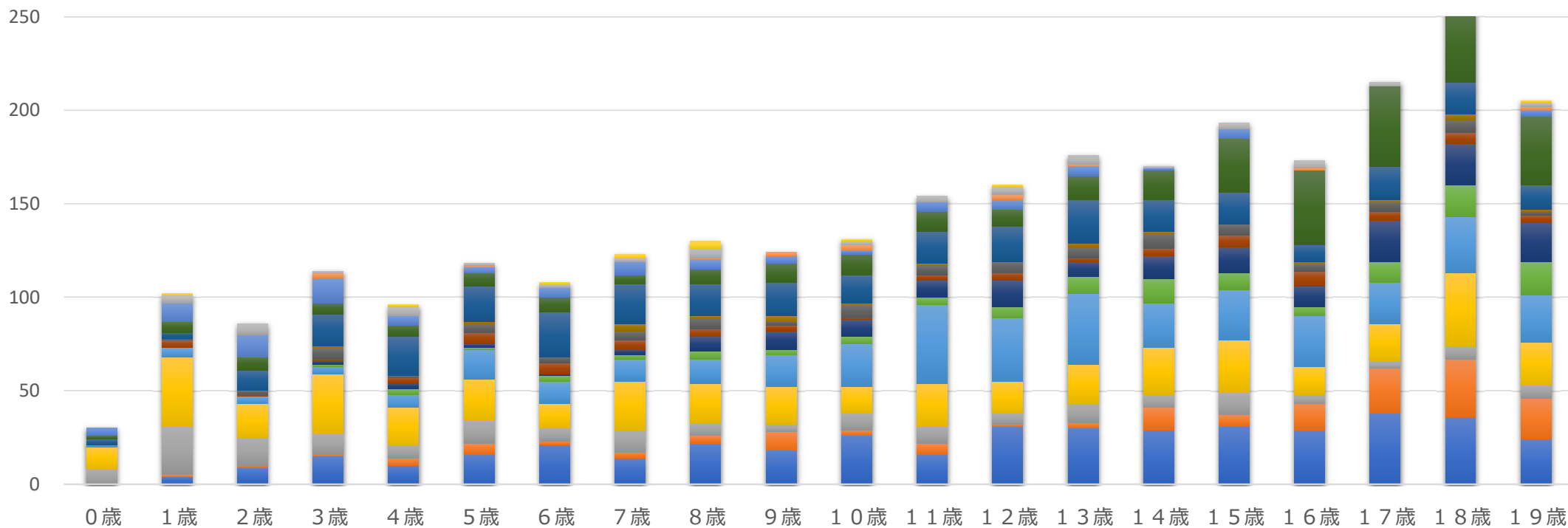
疾患群別受給者（疾患数）



疾患群別受給者（疾患数割合）



# 令和6年度 年齢・疾患群別小児慢性特定疾病医療費受給者（疾患数）



- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 膠原病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 血液疾患
- 免疫疾患
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 皮膚疾患
- 骨系統疾患
- 脈管系疾患

# 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の 概要について

## 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の法令上の位置付け

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、児童福祉法上、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族等からの相談に応じ、情報提供・助言を行うほか、関係機関との連絡調整等の事業を行うこととされている。

### ○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

#### 第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

第十九条の二十二 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に関する各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。

- **2 都道府県は、前項に規定する事業のほか、地域における小児慢性特定疾病児童等の実情の把握その他の次項各号に掲げる事業の実施に関し必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。**
- 3 都道府県は、前二項に規定する事業の実施等により把握した地域の実情を踏まえ、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めるものとする。
  - 一 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行う事業
  - 二 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
  - 三 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業
  - 四 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業
  - 五 その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業
- 4 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たっては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
 【国庫負担率】 1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1/2）  
 【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条  
 【予算額】 令和7年度予算（案）：923百万円

### <必須事業>（第19条の22第1項）



### <努力義務事業>（第19条の22第2項及び第3項）



### <小児慢性特定疾病要支援者証明事業>（第19条の22第4項）

- ・小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病にかかっている児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明する。

# 令和7年度（11月末時点）までの 事業の実施状況

- 必須事業（第19条の22第1項）の実施状況
- 努力義務事業（第19条の22第2項）の実施状況

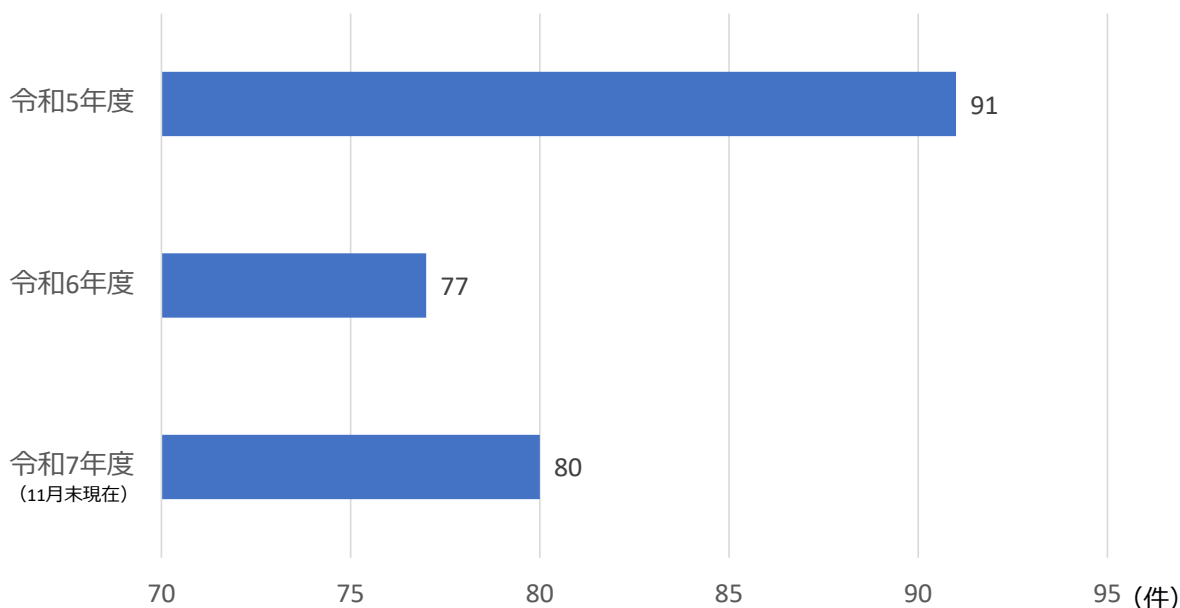
# 必須事業（第19条の22第1項） 実施状況

1. 療育相談指導
2. ピアカウンセリング
3. こころの育成相談
4. 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供

# 【必須事業】 1.療育相談指導 実施状況①（療育相談連絡票に基づく）

医療機関からの療育指導連絡票に基づき、小慢児童等の家族に対し、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談を行う。

## ①療育指導連絡票に基づく相談延件数（概数）



疾病第1511号  
令和7年12月18日

関係団体の長 様

千葉県健康福祉部疾病対策課長  
(公印省略)

小児慢性特定疾病自立支援事業における「療育指導連絡票」の取扱いについて

本県の小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、相談支援事業等を実施し小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行っています。

また、指定小児慢性特定疾病医療機関の皆様から保健所に対し情報提供いただく「療育指導連絡票」（別添）は、小児慢性特定疾病児童等の家族に対し家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導、福祉制度の紹介等、日常生活に関し必要な内容の相談に繋げるうえで重要な手段となっています。

つきましては、当該連絡票による患者支援の充実のため、下記について御留意の上、御活用くださいますようお願いいたします。

なお、恐れ入りますが、貴団体の所属会員への周知を併せてお願いいたします。

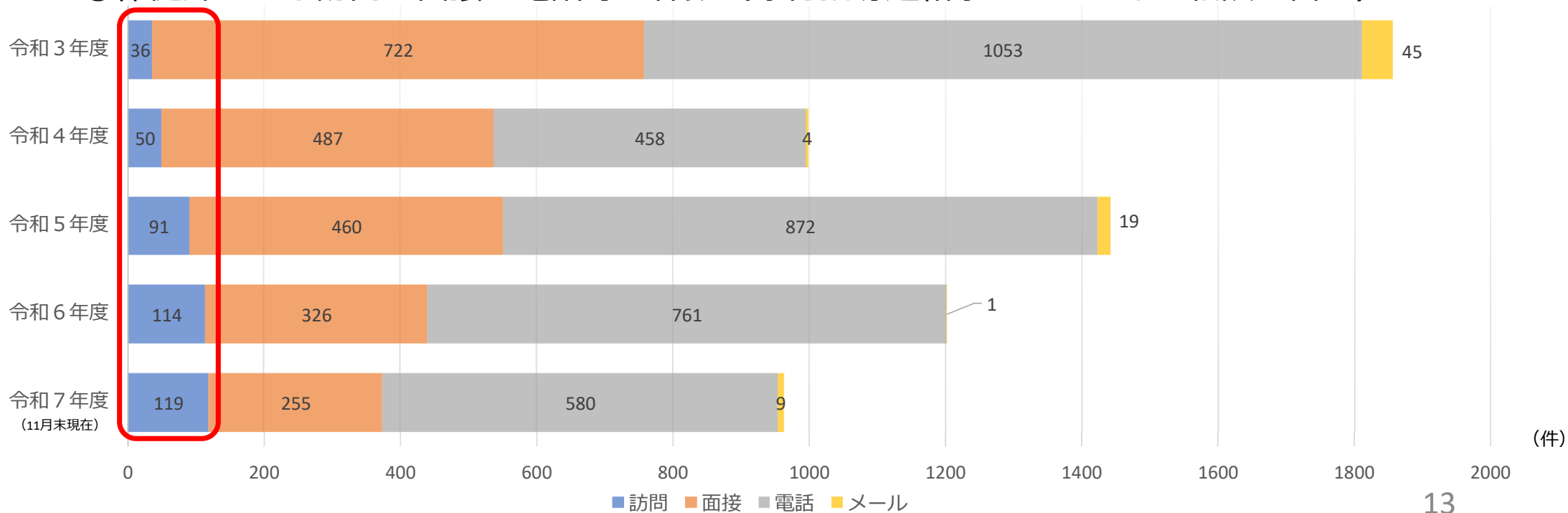
記

- 対象者  
千葉県内在住の小児慢性特定疾病児童等で、保健所（健康福祉センター）との連絡調整が必要な者（千葉市・船橋市・柏市在住の方については各市へお問い合わせください。）
- 提出の方法  
別添「療育指導連絡票」を、保護者を經由して、保健所（健康福祉センター）に御提出ください。  
小児慢性特定疾病児童等の状況に応じて、随時御提出いただけます。
- 文書料について  
(1) 療育指導連絡票は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する診療情報提供料（I）の算定要件の対象となります。  
(2) 療育指導連絡票を小児慢性特定疾病医療費助成制度における「小児慢性特定疾病医療意見書」と一体のものとして併せて御提出される場合も、診療情報提供料（I）の算定対象となります。なお、この場合、医療意見書に係る文書料を別途請求することはできません。
- その他  
千葉県のホームページ「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について」にも療育指導連絡票について掲載しておりますのでご参照ください。  
URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/syouman-jiritusien.html>

## 【必須事業】 1.療育相談指導 実施状況② (療育相談連絡票に基づかない相談を含む)

療育指導連絡票の提出や相談希望があった場合に限らず、新規申請者、更新申請者、人工呼吸器装着、医療的ケア児など、各保健所で判断し、対象者に療養上の困りごと等ないか確認、相談を実施している。

②保健師による訪問・面接・電話等延件数 (療育指導連絡票に基づかない相談を含む)



## 【必須事業】 1.療育相談指導 実施状況②ー3 (療育相談連絡票に基づかない相談を含む)

(1) 各保健所における、個別の連携・連絡調整数

個別の連携・連絡調整	計	(再) 会議
延べ件数	291	16

(2) 各保健所が地域の関係機関と連携し参加等をした会議の概要

[会議の概要]

- ・ 退院に向けた調整
  - ・ 災害対応（避難訓練）
  - ・ 通学に関する打合せ
- {
  - ・ 呼吸器等医療ケア状況の共有
  - ・ 各関係機関の役割の共有
  - ・ 今後の支援の方向性について 等}

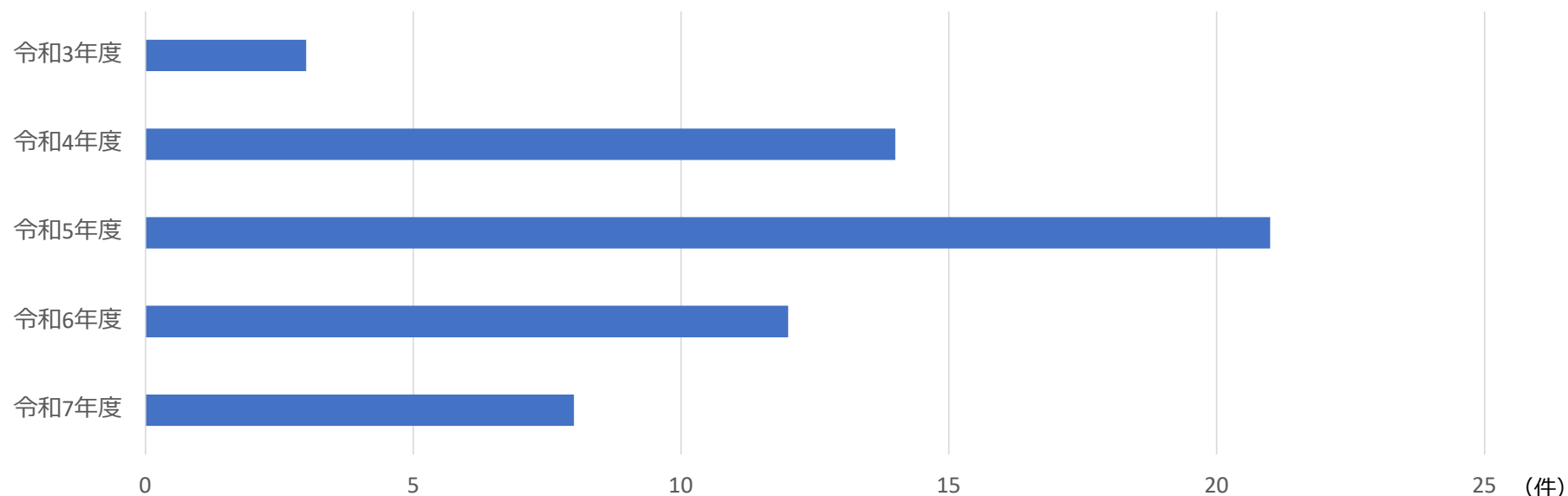
[会議の主な出席者]

主治医、病棟看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、  
臨床工学技士、訪問診療医、薬剤師、訪問看護師、  
相談支援専門員、保健師（市）、子ども家庭センター職員、  
医療的ケア児コーディネーター 等

## 【必須事業】 1.療育相談指導 実施状況③ (訪問相談員派遣事業)

小慢児童等やその家族が抱える日常生活上の悩みについて、プライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、保健師や看護師、臨床心理士等を訪問相談員として派遣する。

③訪問相談員派遣事業による訪問延件数



## 【必須事業】 2.ピアカウンセリング 実施状況

小慢児童等の養育経験者が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小慢児童等の家族の不安解消を図る。

### 【令和6年度 実施内容】

- ・「えぶりONE成田」「全国心臓病の子どもを守る会千葉県支部」の協力の元実施
  - ・日頃の遊び・リハビリをテーマに、おうちでできるリハビリについて講演会、交流会をとおしてピアを実施
  - ・「災害対策」をテーマに、医療的ケア児の患者・家族が交流し実施
- \* 個別支援として、同疾患の児童・家族をつなぎピアの実施につなげようと支援を展開している事例もあり

### 【令和7年度（11月末現在） 実施内容】

- ・ゴナドトロピン依存性思春期早発症患者の保護者を対象に実施
- ・神経・筋疾患患者と医療デバイスありの未就学児及びその保護者を対象に実施
- ・内部疾患を持つ患児とその家族を対象に実施
- ・医療的ケア児及びその家族等を対象に実施

(参考)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月末時点)
実施保健所数	1	1	3	4	4

## 【必須事業】 3.こころの育成 実施状況

小慢児童等は、疾病を抱えながら社会と関わるため、症状などの自覚及び家族や周囲との関係構築の方法など、自立に向けた心理面の相談を行う。

### 【相談事例】

- ・ 治療による副作用等について保護者から相談を受け、訪問により本人及び保護者の支援を実施
- ・ 進学、通学について本人・家族、学校、医療機関との調整を図ることで自立に向け支援 等

➤ 個別支援を行う中で、本人・家族の状況を把握し 就園や就学、進学についての支援や自立に向けた心理的支援も実施。

## 【必須事業】

### 4. 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供 実施状況

小慢児童等を受け入れる学校、企業等への相談援助、疾病について理解促進のための情報提供・周知啓発等を行う。

#### 【令和6年度 実施内容】

- ・教育機関の従事者等が集まる会議で、電動車いすの学校での使用、関係者間の連携の方向性の検討に参加。
- ・長期療養児を支える地域支援者等を対象に糖尿病について講演会を実施。
- ・学校関係者を対象に、慢性疾患児の自立に寄与するよう関わり方について知識を得てもらうための講演会及び演習を実施。
- ・講義後、演習を実施し、他職種・多機関の出席者同士で事例をともし児の学校における支援の困難さや必要な合理的配慮について検討等を行った。

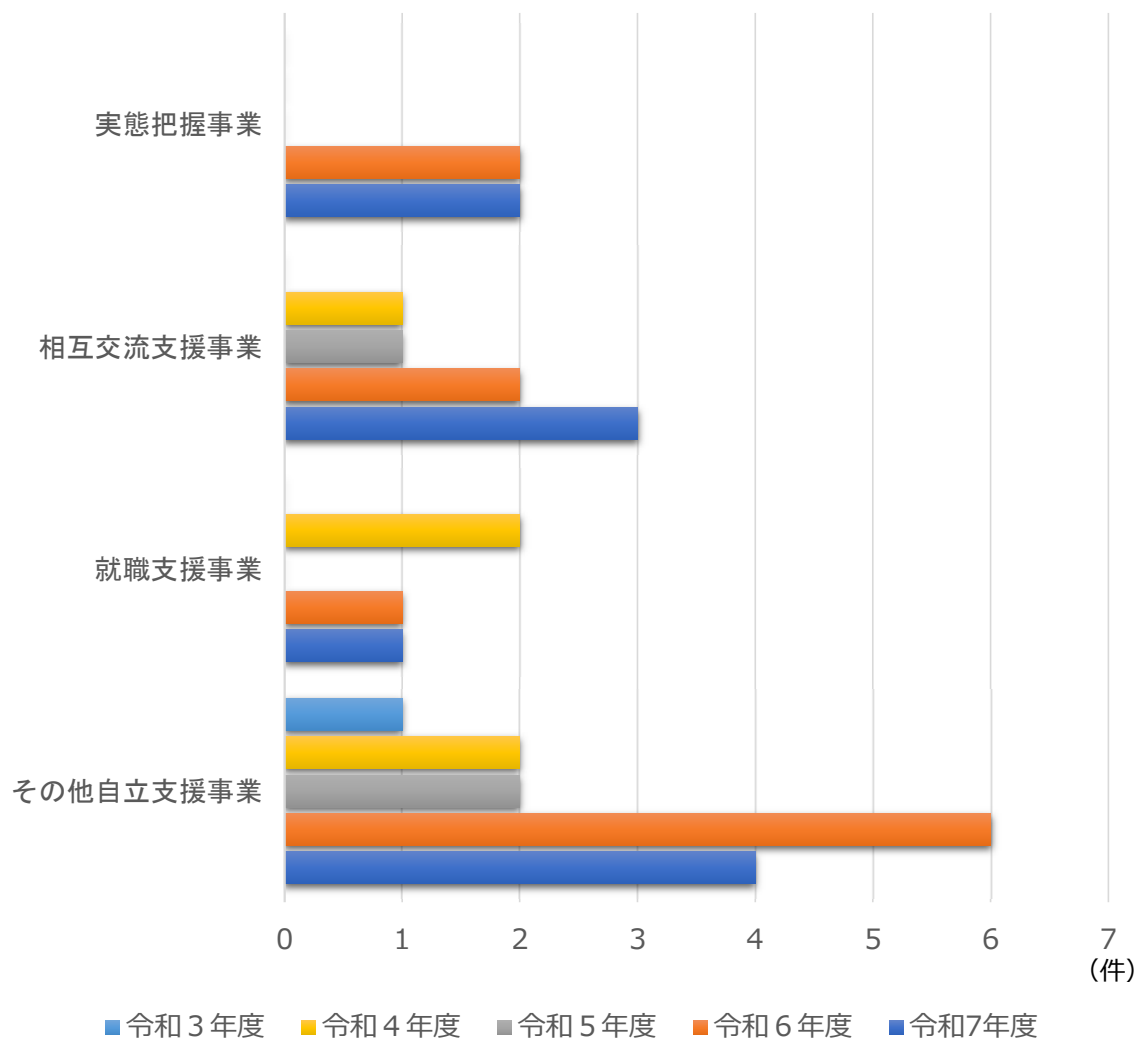
#### 【令和7年度 実施内容】

- ・相談支援の中で、必要なケースに対して地域関係機関等への情報提供や助言等連絡調整を実施。
- ・長期療養児を支える地域支援者を対象に、「子どもの心臓病をテーマ」としハイブリッド式で講演会を実施。

➤直接的な患者支援に加え、地域の支援体制を構築するため支援者を巻き込んだ事業展開を行っている。

# 努力義務事業（第19条の2第2項） の実施状況

# 努力義務事業（第19条の22第2項）の実施状況①



## 【令和7年度（11月末時点） 実施内容】

### （1）実態把握事業

- ・ 地域の実情を踏まえた努力義務事業の企画・立案にあたり面接・電話連絡による聞き取り調査を実施

### （2）相互交流事業

- ・ 市と協働でつどいを開催（パネルシアター、親子あそび）
- ・ 保護者（本人、きょうだい児含む）交流会

### （3）就労支援事業

- ・ 講演会（疾病と仕事の両立に必要なことについて）

### （4）その他自立支援事業

- ・ 講演会  
腎臓病について  
栄養管理等について  
病気とともに生きることについて
- ・ 医療的ケア児への支援、就園就学をテーマに講演、体験談の報告

# 保健所での実施状況①



## <ピアカウンセリング>

今年度は、お子様の将来の自立に向けた講演会と、お子さん自身が参加するレクリエーションを企画しました。ぜひご参加ください。

**日時：令和7年12月6日(土)**  
**14:00~15:30**  
**場所：東葛飾合同庁舎6階会議室**  
**(松戸市小根本7)**

対象：慢性心疾患などの内科的疾患により継続治療中の小学生（小児慢性特定疾病受給中の児童等）  
※保護者の方と別れてレクリエーションに参加できる方 定員：20組 きょうだいもOKです！

チーバくん  
もくるよ！

内容：①保護者向け講演会  
「将来の自立のために身につけたいこと」  
講師 東京情報大学 水野芳子 教授  
②患者会紹介  
全国心臓病の子どもを守る会千葉県支部  
③お子様向けレクリエーション  
・クリスマスツリーを飾ろう☆  
・ハンドベルに挑戦！  
※オリエンテーションのあと、お子様には保護者の方とは別のお部屋で活動していただきます  
※保護者のみ参加（講演を聴講）も可能です  
申し込み：右記のQRコードより  
電子申請にてお申込みください  
締め切り 11月21日(金)

問い合わせ：松戸保健所地域保健課 小児自立支援事業担当  
電話 047-361-2138

**保護者交流会のご案内**  
～小児慢性特定疾病自立支援事業（ピアカウンセリング）～

**対象疾患：コナドロピン依存性思春期早発症**

**日時**  
令和7年7月22日(火) 16:00~17:00

**場所**  
東部公民館 3階 和室  
船橋市前原西2-21-21  
(JR津田沼駅徒歩3分、新津田沼駅徒歩5分)  
※駐車場は限られておりますので、公共交通機関をご利用ください

治療している(治療していた)お子さんのこと、お子さんを支えているお母さん、お父さん等ご家族のことなど、ぜひ、みなさんでお話ししませんか。  
お話しの内容はどんなことでも大丈夫です！お気軽にご参加ください。

例えば…  
診断された時の気持ち、病気治療とどう向き合っている(向き合ってきた)か、  
通院・治療について、日常生活、学校生活、友人関係について 等々

ご希望の方は、お手数ですが、下記URL・QRコード、または、お電話でお知らせください。みなさまのご参加をお待ちしています。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=46468](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46468)

【問い合わせ】  
千葉県習志野保健所(習志野健康福祉センター)  
地域保健課 担当:渡瀬/長瀬  
Tel 047-475-5153 Fax 047-475-5122

## <学校、企業等情報提供>

印旛健康福祉センター主催 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 支援者向け研修会

**子どもの心臓病を知ろう！**  
～疾患と支援について～

令和7年8月14日(木) 14時~15時30分  
参加方法：現地参加(千葉県印旛合同庁舎2階大会議室)・Zoom配信  
後日オンデマンド配信(令和7年9月中旬配信予定)

心臓に病気があるお子さんたちは、成長に伴う様々な悩みを抱えています。心臓病の基礎知識や、発達段階ごとの支援について、一緒に学びませんか？  
子どもの心臓病の患者会の方を講師にお招きし、当事者家族の立場からお話を伺う時間も設けています。お気軽にご参加ください。

**講師**  
●東京情報大学 看護学部 在宅看護学領域 教授 水野芳子氏  
●全国心臓病の子どもを守る会 千葉県支部 副支部長 白鳥里美氏

**対象**  
●保護者、知事等関係者  
●小・中学校・高等学校教職員  
●児童保育所等児童福祉施設の関係者  
●市町の母子保健や健康福祉担当  
●健康福祉サービス事業者等の関係者

**お申し込みについて** 期限：8月4日(月)

(1) 申込電子申請サービス  
URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=46465](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46465)  
※申込電子申請サービスを利用する場合は、本人での申込みが必要です。  
※お申し込みの締め切りは8月30日(木)正午となります。

(2) 申込書  
チラシ裏面の申し込み用紙をご利用ください。

【お問い合わせ先】  
千葉県印旛健康福祉センター(印旛保健所)  
地域保健課 小児慢性特定疾病自立支援事業担当 佐々木  
〒285-8520 千葉県佐倉市船木田町 6-1  
TEL 043-483-1135(直通)  
FAX 043-486-2777

## <相互交流支援事業>

令和7年度 習志野保健所  
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業  
**ほっとひといき、おしゃべり交流会**

**日時 R8 1/19(月)** 13:00~14:30  
場所：東京女子医科大学附属八千代医療センター  
外来棟4階 大会議室

交流会で日頃の不安や悩みを分かち合いませんか。  
病気を抱えながら成長するお子さんの自立に向けた準備  
や関わり方について、専門家からのお話もあります。

講師「自分らしく生きる子どもを支える」  
1 講師 東京女子医科大学附属八千代医療センター  
小児プライマリケア認定看護師 佐々木 綾子 氏

2 グループ別の交流・レクリエーション

子ども向けプログラムも開催！  
保護者の方とは別にお子様が参加できる製作や遊びをご用意しています。

対象 小児慢性・指定難病を受診されているお子さん  
(0歳から義務教育終了まで)の保護者  
ご本人・ごきょうだいの参加も歓迎です。  
八千代医療センター以外がかりつけでも参加可

持ち物 外出時に必要な物品をお持ちください。

申し込み 右側の二次元コードまたは以下のURLより  
方法 お申し込みください。 1/7締切  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=53444](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53444)

お問い合わせ 習志野健康福祉センター(習志野保健所)  
地域保健課 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業担当  
TEL 047-475-5153 FAX 047-475-5122  
MAIL narahotikiki@mz.pref.chiba.lg.jp

# 保健所での実施状況②

## <就労支援事業>

小児慢性特定疾病 児童等とご家族のための  
**就労講演会**  
YouTUBEにて申込者限定公開  
(千葉県公式セミナーチャンネル)  
配信期間: 令和7年12月下旬から  
令和8年2月4日(水) 17時まで

講演  
「疾病と仕事の両立に必要なこと  
～就職する前に知っておいた方がよいことは?～」

**講師** 千葉県公共職業安定所(ハローワーク千葉) 専門援助部門  
難病患者就職サポーター 芦沢 久恵 先生

**申込方法** 下記のURLもしくは右のQRコードから「**電子申請サービス**」にてお申込みください。申込み完了後、講演会の預聴リンクが届きます。  
URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-1/offer/offerList\\_detail?tempSeq=53696](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-1/offer/offerList_detail?tempSeq=53696)  
(申込受付: 令和8年2月4日(水)まで)

**アンケート回答方法** 右のQRコードもしくは動画概要欄URLから、視聴後アンケートへの回答にご協力をお願いします。ご返信、ご感想等ぜひお聞かせください。  
(回答期限: 令和8年2月6日(金)まで)

【問い合わせ先】 千葉県厚生保健所(厚生健康福祉センター) 地域保健福祉課 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業担当 TEL0475-22-5914

## <その他自立支援事業>

**小児がん講演会**  
**「つながる」交流会**

※事前申し込みが必要です 締切: 令和8年1月10日(金)  
※交流会は小児がん患者及び保護者の方が参加できます

開催日時: 令和8年 2月15日(日) 午前10時から 12時まで

講演会&交流会  
講演会テーマ: 小児がんの経験者が語る将来のこと ~ 私たちには夢がある! ~

開催方法: ZOOM

対象者: 小児がん患者 保護者 関係者

申込方法: 右の電子申請サービス(下記二次元コード)からお申込みください

**講師紹介**  
東京都小児総合医療センター 血液・腫瘍科 松井 基浩 医師  
1996年生まれ。人取出身。高校1年のときに悪性リンパ腫罹患。8カ月の入院生活の後、復学。治療を受けながら受験勉強をし、浜松医科大学に現役合格。在学中の2009年に患者団体「STAND UP!!」を設立しました。国立国際医療研究センターを経て、2016年から東京都立小児総合医療センター血液・腫瘍科に勤務。かつて自分の主治医だった医師のもとで働いています。

**お問合せ**  
海部保健所八日市場地域保健センター 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 担当 末緒  
TEL: 0479-72-1281  
二次元コードから申込みできない場合はご連絡ください。

千葉県厚生保健所主催  
令和7年度 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業  
「医療講演会」のご案内

病気とともに進学・就職をする際、周囲の人にとどのように病気のことを伝えますか? 心臓病とともに進学・就職をした先輩の経験をお聞き、ご自身の病気との向き合い方や周囲への病気の伝え方について考えてみませんか?

講演: 「病気とともに生きる ~自己理解・自己開示で自分らしく学ぶ、働く~」 (約40分)

講師: SOMPOホールディングス株式会社 人事部 猪又 竜 氏

講師活動プロフィール  
・SOMPOホールディングス(株) 人事部  
・長野県教育委員会 人権教育講師  
・長野看護専門学校 非常勤講師  
・長野県ヘルプマークディレクター

視聴方法: YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」による視聴 (通信費等は視聴者負担となります)  
(URL) <https://youtu.be/MQ8JThAvmQ?si=OVR7PA-76RbkSxbw>  
※URLを直接入力していただくか、右記の二次元バーコードを読み込んでください。

配信期間: 令和8年1月31日(土) 17時まで  
※視聴後は、右記二次元バーコードまたはYouTube 観覧履歴のリンクからアンケートの協力力をお願いします。  
(アンケート回答期限: 令和8年2月8日(日)まで)

お問い合わせ  
千葉県厚生保健所(市原地域保健センター) 地域保健福祉課 小児慢性担当  
TEL 0439-21-5391 / FAX 0439-22-6096

オンライン配信(ZOOM)

「小児慢性特定疾病児童等自立支援研修会」

令和7年7月30日(水)  
午後1時30分～午後2時50分  
(仮) こどもの腎臓病を知ろう  
～症状と日常生活の工夫～  
千葉県こども病院 腎臓科 久野正貴 医師

申込方法 下記QRコード またはURLからお申込みください。  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-1/offer/offerList\\_detail?tempSeq=43986](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-1/offer/offerList_detail?tempSeq=43986)

※注意事項  
入力いただくメールアドレスに「確認メール」「申込完了通知メール」が自動送信されます。メール受信設定をご確認のうえ、届入力ができないよう登録をお願いします。  
参加費は無料ですが、受講によるインターネット通信料は受講者負担となります。

【問い合わせ先】  
野田保健所(健康福祉センター) 地域保健福祉課 小児慢性特定疾病自立支援事業担当  
☎04-7124-8155

# その他 きょうだい支援に関する講演会の開催

令和7年度千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

## きょうだい支援に関する講演会

障がいや病気の兄弟・姉妹がいる子どもたちである、きょうだい、を知っていますか？  
きょうだいは、さまざまな気持ちを抱え大きくなっていきます。  
きょうだい気にかけて、名前を呼び…  
私たちの小さな寄り添いが、大きな支えになるかもしれません。



講師：名古屋大学 大学院医学系研究科

総合保健学専攻 にいのみ かずてる 新家 一輝 教授

- 対象 保育関係機関の職員、教育関係機関の職員、医療従事者、保健師、その他小児慢性特定疾病児童等やそのきょうだいに関わる職員
- 実施方法 オンデマンド配信
- 動画配信期間 令和8年1月28日(水)～令和8年2月23日(月)  
\*事前申込をいただいた方に動画視聴のURLを送付します。  
\*通信費等は視聴者負担となります。
- 申込方法 右記のQRコードからお申込みください。  
(URL) [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=53851](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53851)
- 申込締切 令和8年1月13日(火)



【お問合せ】

千葉県健康福祉部 疾病対策課  
難病・アレルギー対策班  
TEL:043-223-2662

